

2023年10月1日からヘルメット着用の義務化

2023年10月1日から労働安全衛生規則が改正され「保護帽の着用」が義務付けられました。

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

荷役作業に使うヘルメットは、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた、「墜落時保護用」の製品を使う必要があります。

ドライバーさんの安全な運行を支えるため、当社でも型式検定に合格したヘルメットを全従業員分用意しました。

今回用意したヘルメットの側面には当社のロゴステッカーを貼り、キューソーティスで働く仲間として統一感を持たせています。

働く従業員の安全・安心を確保し、これからも日々安全への取り組みを行って参ります。

